

日本リハビリテーション医学会関東地方会における「地方会発表証明書」発行について

関東地方会代表幹事

芳賀信彦

リハニュース等でご案内の通り、平成 21 年度より専門医試験の受験資格である「本医学会の学術集会における主演者である学会抄録 2 篇」のうち 1 篇は、日本リハ医学会地方会（以下、地方会）における主演者の学会抄録をもってこれに代えることができるようになりました。さらに平成 22 年度より、受験志願者がより早期に受験機会を得られるよう配慮し、地方会で主演者として発表済みであれば、その抄録が学会誌 (**The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine**) に未掲載であっても、当該地方会の代表幹事による発表証明書（以下「地方会発表証明書」）をもって抄録に代えることができるようになりました。

関東地方会ではこの「地方会発表証明書」の発行に関して、以下のように取り決めましたので、希望者はこれに沿って手続きを進めて下さい。

- 1) 抄録がすでに学会誌に掲載されている場合は、そのコピーを提出することになっています。「地方会発表証明書」は、専門医認定申請に抄録の掲載が間に合わない場合に限り発行いたします。
- 2) 希望者は日本リハ医学会に対する専門医認定申請申し込み締め切りの 2 週間前までに到着するように、「地方会発表証明書」の発行申請を地方会事務局に対して郵送により行って下さい。切手を貼り宛先を記載した返信用封筒（希望する場合は速達）を添えて、リハ医学会の会員番号、氏名、所属、発表した地方会の日程と演題名を記載して申し込んで下さい。
- 3) 地方会に演題登録をしていますが、欠演（実際に発表が行われていない）場合には「地方会発表証明書」を発行することができません。また、実際に発表が行われたか否かを地方会主催者に確認いたしますので、専門医認定申請申し込み締め切りの 2 週間前を過ぎての発行申請には対応できませんのでご注意ください。但し、地方会の日程と専門医認定申請申し込み締め切りの日程が極めて近い場合には特別な対応を致しますので、あらかじめ地方会事務局にお問い合わせください。